

告示第五一號

(四三六二一白)

無緣墳墓改葬
相關事件

衛生課

二
十
四
年
十
月
九
日

檀紀四二八七年一月四日

特別市長 金養善

記

墳墓の位置

特別市未登記之大方洞

山三三三三
山三四三四

林野

墳墓の基数

六基

土地所有者

政属林野

土地占有者

文教部直轄大韓文教書籍株式會社

代表取締役社長

趙東植

及申告場所

特別市社會局衛生課

申告期間

檀紀四二八七年

自一月三日
至六月三日

之何月何日

(未完ニ)

社務簿

号

地方自治法... 地方自治法... 地方自治法...

禮記四二八七年一月三日

付令特別市長

各道和事
各道和事

前

令 件

首題七件 別紙外如右 告示并立 貴管下一般別紙
周知并告示 告示之務望也

別紙 告示文添付

(安本三)

衛生課長

公報課長 前

令 件

墓地火葬場埋葬及火葬取除規則

板筆

第三十條 管理者不知其墳墓所以之特別中長、道知事之
他日以上の期間を定む其期間内を届出を爲すこと
を要す

前項の期間内を届出を爲すことは無縁墳墓と看做す

第三十一條 他人の墓地又は墓地以外に埋葬した死体又は遺骨を
特別中長、道知事が此の改葬を命ずる事がある

前項の境遇に埋葬者不知し或は土地の所有者又は其
管理者が特別中長、道知事の許可を得ず此の改葬を命ずる
事がある